

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)  
情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

別紙1

提供先	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の項	提供先における用途
厚生労働大臣	1	健康保険法（大正11年法律第70号）第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第3条で定めるもの
全国健康保険協会	2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第4条で定めるもの
健康保険組合	3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第5条で定めるもの
総務大臣又は都道府県知事	4	恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又是一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第6条で定めるもの
厚生労働大臣	5	船員保険法（昭和14年法律第73号）第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第7条で定めるもの
全国健康保険協会	7	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号。以下この条及び第9条において「平成19年法律第30号」という。）附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第9条で定めるもの
都道府県知事	11	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条で定めるもの
都道府県知事	13	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条で定めるもの
市町村長	15	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第17条で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	20	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条で定めるもの

市町村長	2 8	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第30条で定めるもの
市町村長	3 7	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第39条で定めるもの
都道府県知事	3 9	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第41条で定めるもの
都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）	4 2	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条で定めるもの
市町村長	4 8	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条で定めるもの
都道府県知事	4 9	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第51条で定めるもの
公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	5 3	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第55条で定めるもの
日本私立学校振興・共済事業団	5 7	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第59条で定めるもの
厚生労働大臣又は共済組合等（日本私学学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）	5 8	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第60条で定めるもの
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	5 9	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第61条で定めるもの
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	6 3	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第65条で定めるもの
国家公務員共済組合	6 5	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第67条で定めるもの

国家公務員共済組合連合会	6 6	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第68条で定めるもの
市町村長又は国民健康保険組合	6 9	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第71条で定めるもの
厚生労働大臣	7 3	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第75条で定めるもの
市町村長	7 5	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第77条で定めるもの
住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	7 6	住宅地区改良法による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第78条で定めるもの
都道府県知事等	8 1	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条で定めるもの
地方公務員共済組合	8 3	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第85条で定めるもの
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	8 4	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第86条で定めるもの
市町村長	8 6	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第88条で定めるもの
市町村長	8 7	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第89条で定めるもの
都道府県知事	8 8	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第90条で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	8 9	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第91条で定めるもの
都道府県知事等	9 0	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第92条で定めるもの

厚生労働大臣又は都道府県知事	9 1	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第93条で定めるもの
都道府県知事等	9 2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第94条で定めるもの
市町村長	9 6	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第98条で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	9 8	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第100条で定めるもの
市町村長（児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	10 6	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条で定めるもの
市町村長	10 8	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第110条で定めるもの
後期高齢者医療広域連合	11 5	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第117条で定めるもの
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行ふ都道府県知事又は市町村長	12 4	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第126条で定めるもの
都道府県知事等	12 5	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第127条で定めるもの
厚生労働大臣	12 9	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第131条で定めるもの
平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	13 0	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第132条で定めるものの

市町村長	132	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第134条で定めるもの
都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	137	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第139条で定めるもの
厚生労働大臣	138	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）。以下「平成13年統合法」という。）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第140条で定めるもの
独立行政法人農業者年金基金	140	独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号。第142条において「平成13年農業者年金改正法」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第87号。第142条において「平成13年改正前農業者年金基金法」という。）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号）による改正前の農業者年金基金法（第142条において「平成2年改正前農業者年金基金法」という。）による給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第142条で定めるもの
独立行政法人日本学生支援機構	141	独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第143条で定めるもの
厚生労働大臣	142	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第144条で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	144	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条で定めるもの
総務大臣	147	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成18年法律第1号）又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和33年法律第70号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第149条で定めるもの
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	151	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第153条で定めるもの

厚生労働大臣	152	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第154条で定めるもの
市町村長	155	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条で定めるもの
厚生労働大臣	156	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第158条で定めるもの
都道府県知事	158	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第160条で定めるもの
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。））	160	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第162条で定めるもの
都道府県知事等	161	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく第163条で定めるもの
地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知）第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	163	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく第165条で定めるもの
都道府県知事	164	「特定感染症検査等事業について」（平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく第166条で定めるもの

都道府県知事	165	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく第167条で定めるもの
都道府県知事	166	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく第168条で定めるもの
文部科学大臣	167	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく第169条で定めるもの
都道府県知事又は都道府県教育委員会	168	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく第170条で定めるもの
都道府県知事又は都道府県教育委員会	169	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく第171条で定めるもの
都道府県知事又は都道府県教育委員会	170	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく第172条で定めるもの
文部科学大臣	171	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく第173条で定めるもの
都道府県知事又は都道府県教育委員会	172	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく第174条で定めるもの
都道府県知事	173	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく第175条で定めるもの